

(宛先) 岩出市長

申請者 〒 649-6292
住所 和歌山県岩出市西野209
ふりがな いわで たろう
氏名 岩出 太郎
連絡先 0736 (62) 2141

機器補償等及び営業補償申請書

令和4年9月9日から12日に発生した濁り水により被った損害について、必要書類を添付のうえ、次のとおり申請します。

○被害のあった家屋等の所在地又は水栓番号 99999

○被害のあった施設等の名称(営業補償) 岩出市役所

※被害のあった家屋等及び施設等が複数ある場合は、お手数ですが、コピー等を行い家屋別及び施設別で申請をお願いします。

1. 機器補償等の内容

該当するものにチェックを入れてください。

【損害項目】	受水槽	給湯器	トイレ	浄水器	その他
機器清掃作業	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()
機器修繕・部品替え	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()
機器取替(新品設置)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()
損害補償・その他	<input type="checkbox"/> 汚損された衣服等の損害		<input type="checkbox"/> 飲料水購入		<input type="checkbox"/> 健康被害
	その他 ()				

2. 機器補償等の損害を証明する書類(チェックをいれてください)

領収書又はレシート 修理不能証明書(修理不能による取替に必要)

衣服等の損害額がわかる資料 診断書(健康被害)

写真(機器の全景と型番、製造年月日がわかるもの・汚損された衣服の写真等)

※機器の型番等がわからないもの、衣服等の損害額がわからないものについては、購入時期と購入価額をご記入ください。

裏面に続きます。

3. 営業補償の内容

損害のあった内容（営業できなかつた期間 9月9日～9月12日）

（飲食店の場合）濁り水により、飲食物を提供できないため、上記期間の間営業ができなかつた。

4. 営業補償の損害を証明する書類（チェックをいれてください）

- 昨年度の同日の利益がわかる書類（売上や経費がわかる書類）
 - 令和4年7月～8月の売上がわかる書類（営業実態の確認）
- ※開業1年未満の場合は、直近の利益がわかる書類を求めます。
その他追加書類が必要な場合があります。

5. 振込口座（どちらかにチェックを入れてください）

- 「水道料金等補償申請書」と同じ
- 「水道料金等補償申請書」がない場合、または別の振込先（振込先を以下へ記入してください）

口座名義 (カタカナ)														
金融機関					支店	預金種類			普通・総合	貯蓄	当座			
					店番号	口座番号 右詰で記入								
ゆうちょ 銀行	通帳記号	1	0			通帳番号 右詰で記入								

※金融機関又はゆうちょ銀行のいずれかをご記入ください。

お客様の個人情報は、損害補償事務以外の目的には利用しません。